

笑い と 怒り

——昭和初期のパロディと不敬問題——

宮 沢 恵理子

はじめに

パロディとアイロニーと諷刺は相互に重なり合っている¹⁾。パロディ作品は他のふたつから分離しても成立し得るが、これらは伝統的に絡み合ってきたために、完全に分離させることは難しい。特に受容者にとってはそうである。たとえ作者にアイロニーや諷刺の意図がなくても、受容者がパロディを解釈する上で、意味の中にアイロニーや諷刺を読みとってしまうことがある。そしてそれが作者への怒りや、出版社への抗議となって表出する場合もある。戦前の日本において、そのような怒りの表出が招く最も深刻な事態が不敬事件であったといえよう。

戦前の日本において、天皇制に対するアイロニーや諷刺は不敬罪とみなされた。不敬罪を適用された幾多の事件については、これまで国家権力による言論弾圧や思想統制、及び天皇制の構造分析といった視点から研究されてきたが、パロディとアイロニー、諷刺との密接な関連からしても、不敬問題にパロディが関係するケースを見出すことは、そう難しいことではない。本稿がとりあげるのは、1920年代後半に大日本雄弁会講談社の大衆雑誌『キング』誌上の記事をめぐって起きた不敬問題であり、パロディが意図した以上の意味を読者が読み取り不敬とされてしまった事例、およびそもそもパロディを意図しない状況の中に読者がパロディを読み取ってしまい不敬とした事例である。これらを例として、大衆文化の中のパロディのありかたについて考察したい。

不敬問題と検閲

戦前日本において、不敬罪は明治15年(1883)1月施行の刑法第119条、「皇族ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ、十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス。」に基づくもので、上告は認められていても、実際は大半が棄却された。しかしこの条文には、皇族に対する「不敬ノ所為」とは具体的に何を指すのかについての規定がない。刑法施行当時の不敬事件を分析した渡部直己の研究によれば、その内容は「大別すると天皇の言葉(詔勅)、身体(肖像)、現在(親政)、過去(皇統)の行状への侮蔑となり、司法はこれらを守ることによって「天皇」の存在の神聖性を作り出そうとしていたとされる²⁾。

また言論・出版に対する規制としては明治26年(1898)施行の「出版法」および明治42年(1909)施行の「新聞紙法」があり、「出版法」第19条では「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁止シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」と規定され、「新聞紙法」第23条では同様な新聞紙掲載の事項に対して内務大臣が差し押さえできることが記されている。しかしいずれの法律も「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノ」とは何かについては具体的に明らかにしていない³⁾。検閲を実際に行なう部所である内務省警保局図書課の官僚であった宇野慎三は、この「茫漠たる用語」の意味するところは、実際の判例を見ても明確な解釈を得ることができず、「出版取締法を精神を經とし、言論自由権を緯として帰納的に解釈を試みるの外はない」と述べている。特に「風俗壊乱」については、「記事若は描写されたる事項が人の性欲を挑発し卑猥の感を起さしめ以て国民の道義的良心を害する」場合は「猥褻事項」、叙述に「淫猥なる語句」がなくとも「嫌悪の情不快の念」を抱かせ「道義的良心の損壞」をもたらす場合は「乱倫事項」、「一見慄然として肌に粟を生ぜしめる底のもの」は「道義的情緒を攪乱」する「残忍事項」とし、これらは取締対象となると述べている⁴⁾。しかしこの見解では記事の意図や目的よりも、読者の不快感が優先され、また読者が誰であるかはっきりしないため、結局検閲官が「卑猥の感、嫌悪の情、不快の念」を感じれば取締り対象となることを意味していた⁵⁾。しかも発売頒布禁止や差し押さえ処置は内務大臣による行政処分であり、著者や出版社は処置に対して異議申し立てはできず、第三者機関に再審議を依頼する権利も認められていなかった。しかし宇野は同時に、内務省は「検閲主義」ではなく「届出主義」を取っており、取締りはあくまで出版済みの書籍・雑誌・新聞が対象で、出版前に内容を検閲するような「出版取締法」ではない、言論の自由は保証されているのだと強調している。不敬罪で重視されるのは、読者の受け取り方なのである。

1920年代後半の講談社出版物における不敬事件

1920年代後半の日本は大正から昭和への変り目の時期であった。1926(大正15)年1月には、前年に普通選挙法を公布した加藤高明首相が急死した。選挙権から財産資格を撤廃することを求めた普選運動は大正デモクラシーを代表する社会運動であり、不十分な内容とはいえ選挙法改正を実現したのは、運動のひとつの終結点であった。12月にはかねて病氣療養中であつた大正天皇が崩御し、大正時代そのものが終焉を迎え、年号は昭和と変わった。第一次大戦による未曾有の好景気も、大戦終結とともに終わり、1922年頃の日本では不況が慢性化し、23年の関東大震災が更なる打撃を与えたが、1925年頃には経済の混乱も収まり相対的な安定期にあつた。しかし出版業界は従来どおりの見込み生産と委託販売制度をとっていたため、不況のあおりでどこの出版社も書籍・雑誌の返品の山を抱えて、経営危機に陥っていた。この危機的状況を救ったのが円本ブームであつた。1926年10月26日の「東京朝日新聞」紙上に改造社の『現代日本文学全集』、通称円本の広告が初めて掲載され

た。各巻の定価が1円であることから円本とよばれたこの全集出版は、単行本1冊の価格が2円から2円50銭だった時代に、単行本4、5冊分の内容で定価1円という安価が大衆に歓迎された。改造社の『現代日本文学全集』には、せいぜい2、3万人の予約が取ればという出版社の予測を遥かに上回る25万人の予約が殺到したといわれる。この大成功に他の出版社も直ちに便乗して、次々と円本全集が企画され、円本でない出版物を数えた方が早いといわれるほどの出版ブームとなった。これによって大量印刷・大量販売による出版革命が起こり、学芸・文化の大衆化が一気に進んだといわれる⁶⁾。

だがこの出版革命を円本ブームに先だって巻き起こしていたのが雑誌であった。1924年(大正12)当時の雑誌発行部数は、『主婦の友』23.4万部、『婦人界』21.2万部、『婦人世界』17.8万部といずれも婦人雑誌が上位を占めていた。このような先行雑誌の読者を基盤に、他の読者層も取り込んで、創刊号部数74万部の大衆雑誌となったのが大日本雄弁会講談社(以下、講談社と略)の『キング』(1924年12月創刊)であった。新聞広告、ダイレクトメール、大型広告ポスターなどを駆使した大宣伝と、百貨店方式とも形容されるような多ジャンルの娯楽的読み物の掲載、別冊附録付き等の戦略が大衆に受け入れられて、『キング』は順調に部数を伸ばし、明治節制定を記念して箱入別冊『明治大帝』を附録とした1927年(昭和2)11月号では発行部数140万部に達している⁷⁾。

改造社の円本の広告が「特権階級の芸術を全民衆に解放した⁸⁾」と謳ったのに対し、『キング』がめざしたのは、創刊広告に見られるように「天下万民、一列一帯、年齢、職業、階級の別なく田園生活者にも都市生活者にも太陽の光が必要にして欠く可からざるように、どうしても無くてはならぬ一味の精神的慰安を与え、是によって卓然として振ふ興国の気分を奮起させるような民衆雑誌⁹⁾」であり、圧倒の人気と販売部数を誇る「国民大衆雑誌」となるに至った。その読者層は世代的には子供から大人まで、都市から農村まで、女性誌の読者層まで含んで階層横断的であり、性別も年齢も階層も地域も異なる「国民」が同一の読み物をほぼ同時に読むことで、それまでになかった公共空間を出現させた¹⁰⁾。鶴見祐輔はこれを「日本の隅々まで徹底する言論機関が現はれたといふ、重大な社会現象である」と評価している¹¹⁾。

このような状況下で、『キング』の1927年11月号に関して不敬問題が起った。この号には「滑稽語呂合せ」と題して、巷間に有名な漢詩文などをもじった滑稽句が掲載された。この「滑稽語呂合せ」は毎号連載ではなく、別の記事の末尾に、三段組の内の二段を使って9作品を並べたもので、明らかに記事の余白を軽い冗談で埋めたものにすぎない。しかしこの語呂合せの中の、次の菅原道真の漢詩をもじった句が不敬であるとして、右翼の強い抗議を受けた。

「恩賜の御衣尚此に在り捧持して毎日餘香を拝す／坊主のうんこ尚此に在り掃除して毎日餘香を拝す」¹²⁾

この詩文は、菅原道真がかつて宮中の清涼殿で勅題の漢詩を作り、その出来栄えを天皇に誉められたことを、1年後の同夜に太宰府で回想し、その時与えられた天皇の衣を捧げ持って天皇を追慕するというものである。「余香」を尾籠なものの匂いにしたのは大胆な転換ではあるが、この句に菅原道真の元詩に対するあからさまな嘲笑や皮肉を読みとるのは明らかいきすぎである。

もともとの「滑稽語呂合せ」にみられる笑いはどれもごく表層的なものであり、例えば他の作品は次のようなものであった¹³⁾。

「未だ醒ず地塘春草夢 階前の梧葉已に秋聲／未だ醒ず故郷遠征の夢 前途の號令已に砲聲」

「堪へてたべ。半七さん。私や此の様に思うてゐる／怒鳴ってたべ。半鐘さん。火事ぢや此のやうに燃えてゐる」

「普天の下率土の濱 何れか玉花に霑はざるものあらんや／仰天の方卒倒の人 何れか狼に驚かざるものあらんや」

「四國八十八ヶ所西國三十三ヶ所、巡禮に御奉捨を／屁こく八十八ヶ所臭い國三十三ヶ所、失禮でご用捨を」

「鞭聲聒々夜河を渉る 暁に見る千兵の大牙を擁するを／別嬪しみじみ夜顔を跳む 暁に見る南無三大金を要するを」

「身體髮膚之を父母に享く 敢て毀損せざるは孝の始めなり／寝臺白布之を父母に享く 敢て起床せざるは孝の始めなり」

確かに滑稽かつ不真面目ではあるが、いずれも戯作としてそれほど秀逸な出来ではなく、辛辣なアイロニーも諷刺も含んでいない。目的はあくまで読者を軽く笑わせて、一時の息抜きを与えることであろう。特に最後の作品は、この句を壁に貼って朝寝坊する旧制高校の学生がいたとのことで、一般的によく知られていたもじりであったようである¹⁴⁾。

『キング』誌上の他の笑いも同様で、「滑稽語呂合せ」の向かい合わせの頁に大きく掲載された「笑話」の概要を2つ紹介しよう。「笑話」は毎号掲載され、『キング』の笑い部門を代表する記事である¹⁵⁾。

1. 婦人帽子店で女性が「これが最近巴里で流行している型だっているの。色がさめるようなことはないかしら」と聞くと、店員が「そんな御心配は決して及びません。こゝに並べましてから2年余になります、御覧の通り少しも色は変わっておりません」と答える。
2. 遠国から田舎の客がやって来るが焼蛤の食べ方がわからない。殻ごと口に入れてしまったので、家人が「もし、その中にある肉だけ食べるのです」と教えると「これ

はこれは、お大事な器までかみまして申し訳ありません」と答える。

このように雑誌『キング』の提供する笑いは、概して軽くて毒の無いものであった。それなのに、ごく小さな埋め草の記事の中の、しかも菅原道真の漢詩のもじりだけが特に問題視されたのは不思議という他ない。

同年12月29日の東京朝日新聞の年末記事「発売禁止に現はれた出版界の傾向 二 各種雑誌」はこの事件について言及している。それによれば、菅公の『恩賜の御衣』の詩句をもじって無礼な言辞を弄し、皇室の尊厳を冒瀆したとして、右傾派の一部から激しい抗議を受け、『キング』の発行元である大日本雄弁会講談社が、自ら問題のページだけを切り抜いて同誌を頒布発売した、というものである¹⁶⁾。この事件を佐藤卓己は「菅公駄洒落事件」と呼んでおり¹⁷⁾、本稿でもその呼称を使用する。

1927年の発行当時、講談社による頁切り取り頒布は迅速に行われ、翌12月号には「キング十一月号は第七十六頁の欠けたのをお買ひになった方が多かつたことと存じます。右は発売後に於いて同頁中図らずも差支の一句あるを発見し急遽全国書店に依頼し当該頁を切取ったからであります」と編集部の「謹告」が掲載され、不注意を読者に謝罪している¹⁸⁾。

この事件に関する糾弾は、『キング』の発行元である講談社、および社長野間清治個人に対する反感にも支えられていた。野間批判の急先鋒であった国粹主義者のジャーナリスト野依秀市は、『実業之世界』誌の1931年6月号から11月号まで、集中して野間清治と講談社に対する批判を展開した。その中で次のような批判を述べている。「しかも『キング』では、(略)有名な不敬事件、例の菅原の道真の「捧持毎日拝余香」の作り替をやったのである。「放屁して毎日余香を拝す」といふのだ。何という不真面目ぞや。これがために大問題を起し、講談社では某右翼団体に詫び証文を出して勘弁して貰ったのだ。これは当時の他の雑誌にもその経過を詳細に掲げられている。」「野間の使用人も、野間の根性と同じく、万事この式だ。たゞ儲けさえすればよいのだ。それにしては、余り常識がなさすぎるではないか。不見識極まるではないか。この事だけでも如何に不敬極まる行為であるかゞ分る筈だ」¹⁹⁾。講談社は国民大衆雑誌『キング』の他、『少年倶楽部』『少女倶楽部』『講談倶楽部』などの雑誌でも多数の読者を獲得して部数を伸ばし、独占的出版資本に成長したのみならず、「キングレコード」によってレコード産業にも進出し、雑誌掲載小説の映画化や映画の小説化、映画の広告などによって映画産業とも密接に関連していった。その上、社長野間清治は株式投資に熱心で、出版関連株以外にも重化学工業、満鉄などの社債で膨大な利益を得ており、野依はこれらの点でも激しい批判を展開している。

菅公駄洒落事件に戻って、「滑稽語呂合せ」が問題視された原因を考察すると、どれも元の詩歌と並べて記載されていることが挙げられよう。もしもパロディ作品のみが掲載されていたら、「捧持毎日拝余香」の改作であることはさほど問題にならなかったのではないか。大正教養主義の流れを汲み知識人を読者とする「岩波文化」と、大衆を読者とする「講談社

文化」は、それぞれ 19 世紀市民社会と 20 世紀大衆社会を表す文化パラダイムであるが、奥野健男は「『キング』や『講談倶楽部』の読者層というものは、主として、少年時代に活字の虫になったことがない人たち」であると述べている²⁰⁾。実際に『キング』の読者は都市部の知識階級よりも郡部の青年労働者が多かった²¹⁾。つまり元の詩歌を明記しなければ読者である大衆には引用元が判らず、引用元が不明であることで読者は自らの無教養を突きつけられることになり、パロディとしての面白さも半減したと考えられる。引用元と併記して、語呂合わせであることを一目瞭然とすることで、誰もがパロディであることを容易に理解でき、滑稽さを楽しめるとともに、元の詩歌に親しんで教養を身に付けることもできる。これはまさに講談社のスローガンである「面白くてためになる」という方針を具現したやり方である。しかし「性別も年齢も階層も地域も異なる国民が、同一の読み物をほぼ同時に読む公共空間」では、それがかえって不敬とみなされる可能性をひろげ、不敬を感じ取る読者を増やし、批判的発言の影響も一層増大するのであった。

菅公の駄洒落句が問題とされた基準については、内務省の基準と共通する点があると考えられる。主な「不敬」理由は、天皇の存在や身体を暗示する「御衣」を排泄物に置換したことであろう。野依の引用では、巡礼句の放屁と混同しているが、これは「拝余香」の語句からの混乱であろう。佐藤卓己は、左翼雑誌『讀書』(1934)に掲載されたこの事件の記事を紹介しているが、そこでは「放屁の香ひ尚ほ傍らにあり、捧げもちて毎日余香を拝す」とされていた。そしてこのような誤伝が発生したのは講談社側が速やかに書店に対し当該頁の削除を依頼したためと推測している²²⁾。だが似通った尾籠な描写であっても、元が巡礼に関する句であれば、皇族に対する「不敬ノ所為」とはならない。前線で故郷への帰還を夢見る兵士や朝寝坊の学生は滑稽ではあっても不敬ではない。また天皇への忠誠心を謳った漢詩をパロディの題材に選んだことが、そもそも不敬であった。しかし他の作品と比べて菅原道真の和歌だけが特出して諷刺や批判に富んでいるとはいえない。それが問題視されるのは、読者(この場合は「右傾派」「右翼団体」と記述された人々)がそこに「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノ」を感じ取ったからである。彼らが天皇の「御衣」を排泄物にもじることにより「嫌悪の情不快の念」を抱くのは想像に難くない。しかしそれが「道義的良心の損壊」をもたらすように感じるのは、講談社社長野間清治が、国民雑誌とまで言われた『キング』の他、『少年倶楽部』『少女倶楽部』『講談倶楽部』などの大衆雑誌における成功に奢り、大衆を悦ばせる為なら手段を選ばない実業手腕を発揮して、不遜な嘲笑を皇室や忠臣達に浴びせていると、一部の読者が感じ取ったからであろう。つまり、この事件は読者が作者の意図を超えて、パロディの陰にアイロニーや嘲笑を読み取って怒りを表明した一例であると考えられるのである。

この事件は出版社が自主的に頁切取頒布を行なったもので、内務省の行政処分を受けたわけではなく、厳密な意味では不敬罪とはいえない。しかし紅野謙介はこの事件について、近代日本における検閲の歴史全体の文脈の中で、次のように述べている。「向かい合わせの見

開きページには「笑話」が載っている。雑誌編集者としては、他愛のない埋め草に等しかったであろう。しかし、目を皿にしないと見つけにくいその一節を「無礼なる言辞」として攻撃する読者の集団が現れたのである。もはや、新聞・雑誌の依拠するイデオロギーは判断の基準になっていない。「しかも、もはや内務省警保局図書課に検閲を委ねたりはしない。民間警察として、内務省自体にもその矛先を向け、その責任を追及する。そうした事態が次々に起きていた」²³⁾。

作者が意図しないところに滑稽なパロディが発生し、不敬とされてしまった例をもうひとつ挙げよう。講談社は1929（昭和4）年に『修養全集』全12巻を発行した。その第12巻『日本の誇り』、は国体の精華として誇るべき文章、詩篇を集めたものである。物語としては古事記や日本書紀にみられる建国物語、国旗の由来や武士道、錦の御旗などについての解説、「菊の雫」の章には歴代天皇、皇太后、皇后の詠んだ和歌が、「御国の光」の章には古来の皇族、歌人、忠臣、武人、文学者の和歌が載せられている。この「御国の光」の541頁に乃木希典と妻静子の辞世の句が掲載された。

「うつし世を神去りましし大君のみあとしたひてわれは行くなり」（希典）

「出でまして還ります日のなしと聞く今日のみゆきに逢ふぞかなしき」（静子）

これらの2句を見開き左頁にして、右頁に載せられた句は次のようなものであった。

「鳳凰は夜着のもやうにあらはれて枕を高ういぬる君が代 小田手乗安」

「君が代や嗟気味がよやきみがよやあれ又幾夜限り知られず 虎溪」

後の二句については、江戸時代の戯作者の作品であるとか、明治20年代に出版された『寸鉄狂歌集』（寸鉄は男性器の意）が出典であるとか、以前に講談社の『面白倶楽部』に転載されていたものを「君が代」の文字が入っているからと『修養全集』に収録してしまったらしいといった説が伝わっている²⁴⁾。他の文章や詩歌がすべて真面目な内容である中で、このような猥褻な歌がなぜ一緒に収録されたかは不思議である。「オダテノリヤス」「コケイ（滑稽、孤閨）」という作者名を読むだけでも、『修養全集』にふさわしい句でないことは判断できそうなものである。野依秀市は「小学教員あがりの講談社出版部員の無知を暴露したものの」「講談社の伝統方針たる面白いものなら何でもよいとするやり方がこの過失を敢てしたとも言へる」「隣り合って淫声を聞かされる乃木夫妻こそは迷惑千萬である」と嘲笑している²⁵⁾。

しかしこの場合も問題点は乃木夫妻の辞世の和歌と、『寸鉄狂歌集』からの二句がたまたま見開きページに隣り合ってしまったことにあるのではないか。このような不手際がなぜ発

生したかについては不明であり、佐藤卓己は『修養全集』の編集そのものがかかなり杜撰であり、多くの誤植を出していることをその根拠に挙げているので、あるいは出版を急ぐあまりの不注意によるものだったかもしれない²⁶⁾。

乃木の殉死は1912年（大正元）9月のことだが、これによって乃木は天皇に対する篤い忠誠心を示したことによって軍人精神の極致と称賛され、各地に軍神乃木を祀る乃木神社が創建された。昭和4年と改元の記憶もまだ新しいこの時期には、逝く明治期を追った乃木夫妻の事件は新たな感慨を以て読者に想起されたことだろう。そのために、他の和歌と見開きになったのでは生じ得ないパロディ効果が生まれたと考えられる。男女の交合を謳った和歌と隣りあったページの和歌もたまたま夫婦の作で、それも明治天皇を追って殉死するほどの忠義を貫いた軍神乃木とその妻の他ならぬ辞世の句であったことから生じる強烈な対比、不真面目さと真面目さ、そこに生じる禁断の笑い、そしてアイロニー・嘲笑を、読者は次々に読み取ってしまうのである。もし乃木夫妻の句の隣でなかったら、それは江戸後期の滑稽歌として、一種の息抜き効果はあっても、強烈なパロディとはなりえなかったにちがいない。

さらにこれはもしや意図されたパロディ、嘲笑ではないかとの推測が生まれる。野依秀市はこの件に対して、無知無教養の招いた過失であると痛罵するばかりでなく、「この径路については既に講談社の幹部長谷川卓郎あたりは十分に承知しているらしい形跡もある」と、意図的な配置であることを匂わせている。『修養全集』事件は、パロディが受容者によって「発見」されるものであり、受容者の嗜好によって読み解かれ、糾弾されるに至る場合もあるという面をよく示す一例であるといえよう。

おわりに

本稿で扱った菅公駄洒落事件と『修養全集』事件はどちらも内務省警保局が不敬と断じたものではなく、処分も受けていないので、厳密には「不敬事件」とはいえない。しかしこれらの事件について野依秀市が雑誌『実業之世界』で繰り広げた批判文は、後に芝野山人著『積悪の雑誌王——野間清治の半生』にまとめられて1936年に芝園書房から出版されたのだが、この本からは両事件に関する頁が切除されている。「出版警察法」第98号によれば「本書ハ野間清治ノ積悪アリトシテ其ノ行為を暴露攻撃シタルモノナルガ106頁乃至108頁及び305頁ノ記事ハ徒ニ皇室ニ関スル事例ヲ以テ攻撃シ却ツテ不敬ニ渉る所アリ。又137頁乃至140頁ハ引例記事卑ニシテ羞恥ヲ感ゼセシムルニ因リ安寧風俗削除」²⁷⁾との記述があり、『積悪の雑誌王』は不敬箇所を含むとして行政処分を受けたことがわかる。このうち「106頁乃至108頁」が菅公駄洒落事件についての箇所、「137頁乃至140頁」が『修養全集』事件に関する箇所である。つまり不敬箇所を強調して述べて公に知らしめることは、その行為自体が不敬であると見做されたのである。これによって、そもそも削除の元となったパロディの方も、不敬問題として扱う資格を得たことになる。

しかし1931年に『実業之世界』誌上に掲載された野依の批判文の方は処分の対象とならなかった。佐藤卓己は『『キング』の時代——国民大衆雑誌の公共性』（岩波書店、2002年）で、『実業之世界』誌の文章から削除箇所を再現している。また『キング』1927年11月号の当該箇所は、講談社によって速やかに削除されて頒布されたと述べたが、国会図書館にマイクロフィッシュで保存されている当該号では削除されずに残っている。国会図書館所蔵の『修養全集』第12巻も当該頁は削除されておらず、どちらも自由に閲覧することができる。つまり不敬問題を扱う内務省警保局図書課は、パロディそのものを不敬として処罰したのではなく、「不敬なパロディ」を読み取り解説し糾弾した文章の方を「人の性欲を挑発し卑猥の感を起さしめ以て国民の道義的良心を害する」「嫌悪の情不快の念を抱かせ道義的良心の損壊をもたらす」と感じて、「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書」であると認めたことになる。

『積悪の雑誌王』に対する頁削除措置は、その出版が1936年であり、既に度重なる経済恐慌を経験し、満洲事変(1931)、5・15事件(1932)、2・26事件(1936)などの軍の暴走が始まり、京大滝川事件(1933)や美濃部達吉の天皇機関説事件(1935)および国体明徴声明(1935)などの言論統制が進みつつあった時代を背景にしていると考えられる。この時代に至って内務省は紅野が「民間警察」と表現した集団をも言論取締りの対象としていた。パロディによって起きる笑いのみならず、怒りによる糾弾までもが弾圧される時代となっていたのである。

註

- 1) リンダ・ハッチオン『パロディの理論』第3章「パロディの意図／理念」未来社、1993年。
- 2) 渡部直己『不敬文学論序説』太田出版、1999年、21-27頁。
- 3) 紅野健介『検閲と文学——1920年代の攻防』河出書房新社、2009年、14-17頁。
- 4) 宇野慎三『出版物法論』巖松堂書店、1922年。引用は紅野、前掲書、40-41頁。
- 5) 紅野、前掲書、41頁。
- 6) 塩澤実信『定本ベストセラー昭和史』展望社、2002年、18-19頁、25頁。
- 7) 佐藤卓己『『キング』の時代——国民大衆雑誌の公共性』岩波書店、2002年、26、11頁。この本は雑誌『キング』に関する包括的な研究書であり、本稿の『キング』に関する知識はすべてこの本に負っている。
- 8) 佐藤、前掲書、3頁。
- 9) 同、16頁。
- 10) 同、33、41頁
- 11) 鶴見祐輔「キングの自重を求む」『キング』大日本雄弁会講談社、1927年7月号、220頁。佐藤、前掲書、41頁。
- 12) 『キング』1927年11月号、176頁。明治節制定を記念して箱入別冊『明治大帝』を附録として、140万部に達したのと同号である。
- 13) 同、176頁。

- 14) 佐藤、前掲書、177 頁。
- 15) 『キング』1927 年 11 月号、177 頁。
- 16) 紅野健介『検閲と文学』195 頁。
- 17) 佐藤、前掲書。
- 18) 同、177-178 頁。この「謹告」と見開きになる裏表紙には、小杉天外の長編小説「真空鈴」の広告が掲載されており、「戀！ 戀！ 戀ほど不思議な威力を持ったものはあるまい。謎の美女—あらゆる異性を魅了する濃艶なる一妖婦が、この世を通過した後に遺された痛ましき負傷者の群れ！」の宣伝文句とともに妖艶なまなごしの女性のイラストを載せたため、再び右翼から糾弾された。『キング』は翌年新年号で再び「謹謝」の広告を載せた。佐藤、前掲書、177-178 頁。
- 19) 同、174 頁。野依秀市は『実業之世界』（実業之世界社）の発行人兼編集人であった。1931 年 6 月号から 11 月号まで平均 160 頁の紙面の 2 割近くが野間清治批判に割かれた。佐藤、前掲書、169 頁。
- 20) 奥野健男「少年倶楽部の廃刊」『文学的制覇』春秋社、1964 年、373 頁。
- 21) 佐藤卓己による『キング』読者層の分析。佐藤、前掲書、33-63 頁。佐藤はここで、講談社文化と岩波文化は互いに補完関係にあったとの結論を述べている。
- 22) 佐藤、前掲書、177 頁。
- 23) 紅野健介、前掲書、197-8 頁。
- 24) 二句の出典については野依秀市の批判文による。佐藤、前掲書、180 頁。
- 25) 同、180 頁。
- 26) 佐藤、前掲書、183 頁。
- 27) 『出版警察報』第 98 号、警保局図書課、1936 年 11 月、47 頁。佐藤、前掲書、443 頁。